

由布市 議会だより



大將軍神社 春の大祭

大將軍神社は、牛馬の神様として知られています。このお祭りは農耕に欠かせなかった牛馬の安全や健康を祈願する行事で、現在も無病息災の祓いを受けるため、遠近問わず参詣する方が絶えません。



Contents...

・平成20年第4回定例議会、第4回臨時議会	2
・平成19年度決算認定	4
・議案に関する質疑・応答	6
・賛成・反対討論	11
・一般質問	13



No.13

2009.1

発行／由布市議会
編集／議会広報編集特別委員会
事務局／☎097-583-1111
<http://www.city.yufu.oita.jp/gikai/gikai.html>

議員発議で 次回選挙から 議員定数を4名減!

平成20年
第4回定例議会
12月3日～24日(22日間)
が開かれました。

今回提案された議員発議5件、議案21件、請願11件、陳情2件、前回から継続審査だった議案1件を審議しました。
そのうち陳情1件を不採択、請願3件と陳情1件を継続審査とし、他を原案通り可決・採択、または趣旨採択しました。

■由布市議会 議員定数条例の制定

由布市議会の議員定数を、現行の26名から4名減らし、22名とするもの。議員発議で提案され可決された。次回の一般選挙（H21年10月予定）から適用する。

議員4名の削減により、年間約2千万円の経費節減が見込まれる。

■由布市議会 会議規則の一部改正

地方自治法の一部改正にともない、由布市議会会議規則の文言を一部改正するもの。

議論 議噴

由布市立保育所と 老人ホームを民営化

■由布市立保育所条例の廃止
■由布市立養護老人ホーム寿楽苑設置条例の廃止

由布市が公立運営してきた保育所2園（挟間保育所、西庄内保育所）と、老人ホーム（寿楽苑）を、行財政改革の一環として、民営化するもの。公立保育所2園の民営化により、約1.3億円

の経費が節減され財政効果が見込まれている。
民営化後は、挟間保育所は「社会福祉法人産土会」が、西庄内保育所は「社会福祉法人すみれ会」が、寿楽苑は「社会福祉法人寿永会」が、それぞれ移管法人として運営する。
（採決結果、および討論については、P.11を参照）

由布市奨学金を 大幅アップ!

■由布市奨学金に関する条例の一部改正

由布市奨学金に関する条例を、現在の経済状況の変化、及び他の奨学金制度との均衡を図り、制度を充実させるため条例を一部改正するもの。

奨学金額を高校奨学生で現行月額7千円だったものを、月額1万2千円に増額、返還期間を10年以内とする。

3公共施設の 指定管理者を 再指定

■由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定

由布市道の駅の運営について、現行の指定管理者の契約期間が3月末で満了するため、改めて指定管理者を指定するもの。

公募により管理者を募集した結果、2団体の申請者のうち、引き続き「有限会社ゆふいんの道」を管理者に指定するもの。



民営化された挟間保育所

■由布市自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」の指定管理者の指定

由布市ゆふの丘プラザの運営について、現行の指定管理者の契約期間が3月末で満了するため、改めて指定管理者を指定するもの。

公募により管理者を募集したが、1団体の申請しかなかったため、引き続き「学校法人別府大学」を管理者に指定するもの。

■由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定

由布市ほのぼのプラザの運営について、現行の指定管理者の契約期間が3月末で満了するため、改めて指定管理者を指定するもの。
公募によらず、引き続き現行の管理者「社会福祉法人由布市社会福祉協議会」を管理者に指定するもの。

給食センター建設、

5・7億円で

工事契約締結

■平成20年度由布市学校給食センター新築工事請負契約の締結

由布市学校給食センターの新築工事契約を、株式会社利根建設（大分市）と、契約金額約5億7千万円で締結するもの。

地方自治法に基づく由布市の条例により、予定価格1億5千万円以上の契約については、議会の議決が必要とされている。

その他、条例制定・改正

■由布市職員定数条例の一部改正

現行では議会事務局員が兼任している監査事務局を独立させ、別途職員を配置できる様にするための条例改正。

■由布市社会福祉法人に対する助成の手續に関する条例の制定

由布市社会福祉法人に助成するために必要な条例を

制定するもの。本来、由布市発足時に整備しておくべき条例が未整備だったため。

■由布市国民健康保険条例の一部改正

産科医療補償制度が創設される事により健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、由布市の条例を一部改正するもの。

補正予算

■H20年度一般会計(補正第3号)

補正額 6億4,523万1千円
累計額 155億5,006万9千円

主な歳入補正	
地方交付税	184,138
地域情報通信基盤整備推進交付金	97,500
主な歳出補正	
公有財産購入費	38,868
飼料高騰対策補助金	11,248
中高一貫教育推進事業補助金	1,000
給食費緊急対策補助金	10,230
財政調整基金	267,000

■H20年度特別会計

■国民健康保険		■農業集落排水事業	
補正額	累計額	補正額	累計額
2,670	4,294,604	99	116,640
■介護保険		■健康温泉館事業	
補正額	累計額	補正額	累計額
44,750	3,052,514	1,721	148,348
■簡易水道事業		■公共下水道事業	
補正額	累計額	補正額	累計額
103,896	347,914	91	14,344

(単位 千円)

由布大分環境衛生組合議会の報告

■由布大分環境衛生組合議会報告

■開催日…平成20年11月21日

■場所…由布大分環境衛生組合会議室

■平成19年度決算監査報告

関係諸帳簿・証拠書類と照合した結果、正しく計上され、また、会計処理・財産管理についても適正であるとの報告を受けた。

■平成19年度由布大分環境衛生組合歳入歳出の決算の認定について

平成19年度の決算額は、収入済額7億1973万4997円に対して、支出済額6億7313万5035円で、歳入歳出差引残額4659万9962円で、翌年度繰越金となっている。歳出において衛生費が対前年比で増加となっている。全員の賛成により承認された。

■平成20年度由布大分環境衛生組合補正予算(第1号)について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2659万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1646万5000円とするもの。全員の賛成により可決された。

(報告者)

由布大分環境衛生組合
議会議長 後藤憲次

平成20年
第4回

臨時議会

(11月4日)が

開かれました。

人事

■教育委員会委員の任命

教育委員会委員の任期が、11月18日で満了となるため、土山和美氏(挾間町)を再任することに議会の同意を求めるもの。賛成多数で同意された。

専決処分の承認

■日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

■由布市火災予防条例の一部を改正する条例

■由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

いずれも、関係する国の法改正等に伴い、市の条例の文言等を整理するもの。



平成19年度 決算認定

由布市1年間の必要総額 273億2,800万円

平成19年度の由布市一般会計並びに国民健康保険特別会計外6特別会計の決算認定議案が提出されました。

また、この決算について由布市監査委員から監査結果を「由布市一般会計及び特別会計決算審査意見書」として提出され、本会議でこの内容について報告がなされました。

この審査意見書には数々の意見や指摘がされています。(詳細は市報1月号および監査意見書を参照して下さい。)

また議会審議の中でも指摘や意見が付されており、一部をご紹介します。

【一般会計】

監査意見書の

主な意見・指摘事項

★財政状況は硬直化しており歳入が前年度に比べて7億1,409万3,354円(4.4%)

(%)減少している。

★市税の収納率は向上しているが、市税及び各種使用料等の収入未済額は多額であり広報活動、個別相談等の充実を図って納入率の向上に一層の努力が必要である。

★経常収支比率や起債制限比率も依然として高く、昨今の社会的経済情勢を鑑みても将来の見通しは大変厳しい状況である。由布市の財政状況を健全化させ将来にわたって安定的な財政運営ができるよう由布市が丸となつて行財政改革にまい進していく必要がある。

★住宅新築資金等貸付償還金における多額の未償還金は、市の強い意志を持って償還請求を行う必要がある。

★地域社会の保健、衛生の環境整備に向け介護・福祉・健康・医療等様々な面から総合的に取り組む地域包括支援センターとともに社会福祉協議会との連携、民間の施設との相互の機能補完システムの樹立に向けて行政の積極的な関与が必要。芝管理の必要な施設は生涯学習課ら適切な担当課に所管移行、公園課の新設する

会計別決算額

区分	19年度決算額 (千円)	対前年度増減額 (千円)	対前年度 増減率(%)
【一般会計】	15,052,547	△760,656	4.8
【特別会計】			
国民健康保険	3,961,207	343,245	9.5
老人保健	4,946,849	192,821	4.1
介護保険	2,872,735	114,696	4.2
簡易水道事業	234,805	△10,735	△4.4
公共下水道事業	16,029	105	0.7
農業集落排水事業	112,425	1,413	1.3
健康温泉館事業	131,842	3,184	2.5
合 計	27,328,439	119,830	△0.4

★など方法を公有財産管理委員会で協議し対応策を講じること

★校舎など教育施設の耐震化や老朽化施設の対策について、中・長期計画を策定し、それに沿った整備推進と管理体制の充実が必要である

★花いっぱい運動推進協議会補助金は国体が終了後もこの運動を低下させることなく市民運動として心に響く花いっぱい運動を求める。

★住宅使用料の不能欠損額

334万3700円、収入未済額3974万8200円と多額で負担の公正を期するため早急に対処できるよう条例、要綱等制定し対応を求める。

★由布院ワイナリー補助金償還は関係当事者と充分協議して早急に全額納付に向け努力すること。

★由布市観光協会の組織統合と観光協会補助金の見直し並びに各種イベントの再検討を行う必要がある。

【特別会計】

監査意見書の

主な意見・指摘事項

国民健康保険

特別会計

★国民健康税の収納率は向上しており今後も国保財政の健全化及び公平の見地から引き続き積極的な収納能力の向上の推進に努める。

★被保険者の高齢化等による医療費の増加が更に予想されることから財政の健全化を図るため今後もレセプト点検体制の充実・強化等医療費適正化対策と併せ各種保健事業の推進を努める。

老人保健特別会計

★歳入は前年度に比べ増加している。これの主な要因は国庫支出金の増が主なもの。また歳出は前年度に比べ減少している。しかし、主な要因は医療諸費が増加していることによるもの。

農業集落排水事業

特別会計

★歳入は、前年度に増加して

いる。これは繰越金が減少したものの繰入金が増加したことによるもの

★歳出は、前年度に比べ増加している。収納体制整備の取組み、また終末処理場の処理能力について原因水と不明水等の調査を実施し今後の対応を求める。

健康温泉館特別会計

★利用者は増加しており、収入も増加している。さらにPR等を行い利用者数及び収入の増加が必要。

簡易水道事業

特別会計

★歳入は前年度に比べ減少している。これは主に使用料、手数料の増加しているが、繰越金が減少している。

★今後、安全で安定した飲料水の供給のために有水率の向上に努めること。

★不能欠損額と収入未済額が増加している。由布市水道事業給水停止処分取扱い要綱に従って給水停止も視野に入れて安定収入の確保が必要。

介護保険特別会計

★歳入は、支払い基金交付金、国庫補助金、保険料の増額（被保険者数の増）により増加している。

★収入未済額、能欠損額が前年度に比べ増加している。介護保険事業の財源確保及び被保険者の負担の公平を期するため収入の未済額の解消が必要。

公共下水道事業

特別会計

この事業は現在中断し計画の見直し作業が進められており早期の解決が必要。

大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告

大分県後期高齢者医療

広域連合議会報告

開催日…平成20年11月18日

場所…大分県医師会館

■ 広域連合副連合長の選任同意

前副連合長の小林公明氏（玖珠町長）の任期満了により欠員となっていた副連合長に坂元和昭氏（九重町長）を選任するもの。同意された。

■ 平成19年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

■ 平成19年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定

■ 後期高齢者医療に関する条例の一部改正

■ 平成20年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

■ 平成20年度大分県後期高齢者医療

広域連合特別会計補正予算（第1号）

■ 大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

以上6議案については、全員の賛成により可決された。

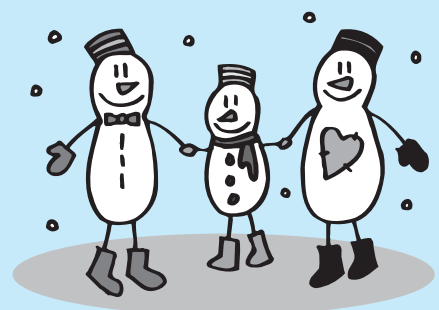
■ 大分県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

株式会社日本政策金融公庫法の改定に伴う規定の整備。可決された。

また、議員発議として、会議規則の一部改正を行ない、全員協議会をつくることで、遠方から会議に出席する議員へ費用弁償を支給できるようにした。

（報告者）大分県後期高齢者医療

広域連合議会議員 太田正美



ここが聞きたい!

議案に関する 質疑応答

《議員発議案》 由布市議会 会議規則の一部改正について

Q. (議員) 公布年月日、施行年月日はいったい。施行日前の議案提出になっていないのは何故か。

A. (提出議員) 公布は平成20年6月18日、施行は9月1日。規則100条12項の改正で、議会活動の範囲の明確化ということだが現状維持ということで条例改正までには至っていない。

《議員発議案》 由布市議会 議員定数条例の制定について

Q. (議員) 議員定数適正規模とはどういうことか。定数削減の理由は、(提出議員) 市町村の市町村議会の議員定数については地方自治法第91条で定められているとおり。財政事情が厳しい中、議会も財政運営の健全化に協力していくという理由からで、全員協議会においても確認済みである。

A. (提出議員) 市町村の市町村議会の議員定数については地方自治法第91条で定められているとおり。財政事情が厳しい中、議会も財政運営の健全化に協力していくという理由からで、全員協議会においても確認済みである。

由布市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について

Q. (議員) 由布市発足当初、条例化していなかったものをミスと説明したが、この点についてと、この3年間の助成金については、市としてのどのように考えているのか。

A. (福祉対策課長) この度の民営化で、必要な事項等を調査する時点で、所定の条例が旧町時代より存在していないのに気がついた。これまでの補助金交付は、融資補助金交付規則に基づくものであり、市議会において予算の議決や決算の審議を経て認定を受

けており、直ちに違法となることはないと判断される。

由布市立保育所条例の 廃止について

Q. (議員) 民営化しなければならぬ理由が財政問題以外にあるのか。保護者からの一定の理解とはどういうことか。移管後の市の責任は、(子育て支援課長) 公立への運営

A. (子育て支援課長) 公立への運営費補助金が廃止される一方、民間保育所にはこれまでどおり補助金が交付されるということが問題。また民でできるものは民でという流れでもある。保護者説明会、ガイドラインの説明、答申後の説明会等する中で、選定委員会にも挟間保育所の保護者の代表も出て選考してもらった。行政の責任については社会福祉法の56条の中に監視報告を徴することが出来るという部分があるので審査が出来る。

Q. (議員) 民営化しなければならぬ理由と、保護者や関係者の理解は。苦情処理はどうするのか。

由布市立養護老人ホーム 寿楽苑設置条例の廃止について

A. (議員) 民営化しなければならぬ理由と、保護者や関係者の理解は。苦情処理はどうするのか。

A. (福祉対策課長) 施設の老朽化と入所者の平均年齢が80歳を超え、外部からの介護保険サービス等を受け入れ対応している状況で、入所者や職員にとってもきめ細かなサービスの提供が施設内だけでは難しくなっている。この観点から民営化が望ましいこと。理解については、説明する中で不安な点や措置費、負担金等の心配が解消され、一定の理解を得られた。民営化

後の行政責任については、保育所の扱いと同様にしたい。

由布市職員定数条例の 一部改正について

Q. (議員) 職員定数条例の中で、部でないのに部局という表現は、(総務課長) 各主要部局と、部の何部の局といった使い道でなく、広い意味での部局といった形の使い方をしたものを。

A. (総務課長) 各主要部局と、部の何部の局といった使い道でなく、広い意味での部局といった形の使い方をしたものを。

自然体験学習施設「由布市ゆふの丘プラザ」指定管理者の指定について

Q. (議員) 温泉掘削について市に事前話があったのか。指定管理者をやめたときどうなるのか。

A. (教育次長) H18年に大学より掘削の申し出があった。スポーツセンターの源泉の土地を貸すというかたちで、大学が独自に掘削した。指定管理者でなくなったときに温泉設備はどうなるかとのことだが、覚書なり協定書を結んでいる。温泉の利用については、市の承認がなければ出来ないというかたちの覚書もある。

Q. (議員) 四年間の実績とゆふの丘プラザの将来の展望として、スポーツセンターにこの温泉を一部使用することが出来ないのか。

A. (生涯学習課長) 由布市民の利用は17年度1,100人、18年度800人、19年度900人、20年度700人。方向性については、今のところ答えることは出来ない。今後の温泉利用については、掘削の際、両方で使用出来るという覚書になっている。

Q. (議員) 協定書、仕様書以外に添付書類はないのか。また、協定書の内容が前回と変わっている点。また今回公募はどのようにしたのか。

A. (行財政改革推進課長) 書類については委員会に間に合うように配布する。協定内容については、修繕に関する業務と、修繕、新設をした物件については市に帰属する。それに要した費用は市に請求出来ないこと明記した。公募は市報とHPに載せた。

平成20年度由布市一般会計 補正予算(第3号)について

Q. (議員) 特定防衛設備事業補助金5229万1千円に対し、特定財源が少ないのは。

A. (財政課長) 収入に対して事業費が少ないのは、南由布駅前用地購入費3886万8千円に、塚原の集会所の事業費1729万1千円を上乗せし充当している。さらに、土木費2目の道路新設改良費の六所線で事業費が減額となり、補助金も300万の減額残り30万は障害防止事業日出生台塚原線の分。

Q. (議員) 地域情報通信基盤整備推進事業交付金の説明を。

A. (総合政策課長) 2010年度までにブロードバンドゼロ地域解消、2011年度までに地デジ完全移行に向け基盤整備するもの。事業実施主体は大分ケーブルテレコム、国の交付率4分の1、財源は国費100%。

Q. (議員) 210号線情報通信網光ファイバーの回線一部を借りて事業に使う予定はないのか。

A. (総合政策課長) 国の施設等利用について、地域イントラネット基盤整備等で整備した公共ネットワークの有効活用は、情報格差の解消に有効だと考える。今回は豊の国ハイパーネットの予備回線の余剰分を開放予定。

Q. (議員) 大分ケーブルテレコムの事業範囲は。

A. (総合政策課長) 県下では竹田市、九重町を除いて、かなりの自治体で放送事業を取得している。

Q. (議員) 企画費の特別旅費の減額の理由は。

A. (総合政策課長) 国際交流事業の訪中を中止したもの。

Q. (議員) 小規模高齢化集落支援モデル事業と中山間地域等直接支払い交付金は連動しているのか。対象となる地域と内容を。

A. (農政課長) 小規模集落を中山間地域等支払い制度に取り組んでいる集落が支援する事業で、内容は農道あるいは水路の草刈り、補修等の事業実施。連動はない。奥江自治区が下津々良地区を支援するもの。集落の定義が農家戸数15戸以下。人口高齢化率65歳以上が50%いる集落が該当。庄内に2集落、湯布院に5集落ある。

Q. (議員) 給食費緊急対策事業補助金の詳細を。

A. (教育次長) 原油や食糧価格の高騰等に対する国の支援事業の一環。給食費1ヶ月分の80%を還元。

平成19年度一般会計、特別会計 の歳入歳出決算の認定について

Q. (議員) 住宅使用料の収入未済額の理由、今後の対策は。

A. (建設課長) 平成15年～19年度の5ヶ年の未済金。挾間192件の1742万8830円、庄内147件の1409万700円、湯布院104件の822万9300円。督促状、催促状を送付、訪問し、納付方についてお願いと協議をしている。

Q. (議員) 繰入金の貸付金元利収入2億1152万6914円の収入未済額の説明と今後の予定は。

A. (人権・同和対策課長) 住宅新築資金貸付金の本年度の繰越未納額は、貸付金元利収入2億1152万6914円のうち、2億1071万114円。未納額は全て旧湯布院町において、昭和50年～55年に貸し付けられた住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金、全貸付総数は44名。今後は債権の有効性、無効性を個々に確認し、債権処理に向け調査を実施したい。

Q. (議員) 保健衛生費環境対策費負担補交の花いっぱい推進事業の今後の市長の対応は。

A. (市長) 今後も花いっぱい運動をぜひ続けていきたい。どの課が所管して、どういったちでやるのか具体的に検討していきたい。

Q. (議員) 市道草刈業務の委託で湯布院町の申請が少ない理由は。

A. (建設課長) 自治委員文書で補助金の申請書の提出をさせたが、湯布院地区については5地区しか出なかった。



民営化された西庄内保育所



民営化された寿楽苑

総務委員会

平成19年度一般会計、特別会計の決算認定

歳入総額156億679万2千円、歳出総額150億5254万6千円、

歳入歳出差引額6億1424万5千円、実質収支額5億3290万3千円、未済額の合計7億2842万3千円、不用額は3億5954万3千円。

昨年より歳入は7億円程減少している。市税の収納率は向上しているが、市税及び各種使用料等の収入未済額は多額。経常収支比率なども高く、財政状況は更に硬直化している。一層の行財政改革を求め、認定すべきと決定。

由布市職員定数条例の一部改正

監査委員の事務部局の定数を新たに定めるもの。監査委員の事務局長と選挙管理委員会の事務局長の職員を兼任させる予定との説明だが、監査委員事務局の独立性が保たれないとの意見が出た。可決すべきと決定。

由布市道の駅ゆふいんの指定管理者の指定

道の駅ゆふいんの指定管理者に引き続き「有限会社ゆふいん道の駅」を指定するもの。

地元植林組合との地域活性化・地域雇用を重視して、市内を中心に農産物・農産加工品等の販売を行い、

地域連携機能を持った施設に努めること。また、納付金の額を協議してはどうかとの意見が出た。可決すべきと決定。

平成20年度一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ645、231千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15、550、069千円と定めるもの。

歳入の主なものは、特定防衛施設周辺整備等事業で52、291千円、地域情報通信基盤整備推進交付金97、500千円。歳出の主なものは、湯布院地域の大分ケーブルテレビの事業97、500千円、地域振興費の委託料4、200千円、公有財産購入費38、688千円。

特に、委員会開催中に予算審査の途中でありながら、総務課から市内5千名にアンケート調査用紙が配布された事は極めて議会軽視であると行われても仕方がない。予算の成立は議会の議決が大前提である。これまでも議決を待たないで同種の行為が行われていたので、

今後はこのような事が無いよう強く苦言を呈した。可決すべきと決定。



総務委員会審議風景

常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。

平成19年度一般会計、特別会計の決算認定

審査の中で、貸付金元利収入の住宅新築資金等貸付償還金における多額の未償還金は人権・同和対策課だけでなく、市の強い意思で今後も償還金の請求を行なうべきなどの意見を付し、認定すべきと決定。(詳細はP.4を参照)

由布市立保育所条例の廃止

由布市立保育園及び由布市立西庄内保育所を民営化するため条例を廃止するもの。

審査の中で、今後は保育所の市場開放が見込まれるなか、市として公的保育は保障すべき。財政負担の軽減だけで民営化を進めるのは説得力がないなど反対意見。

一方、厳しい財政状況が続くなか、大きな財政効果を考えると民営化はやむなし。民営化による財政効果で保育だけでなく子育て全般に公的支援サービスが実施できる利点を考えるべきなどの賛成意見が出た。

行財政改革の徹底と執行部における一層の自己改革を求め、可決すべきと決定。

由布市立養護老人ホーム寿楽苑の廃止

由布市立養護老人ホーム寿楽苑を民営化するため設置条例を廃止する。審査は行財政改革との絡みの中で行い、過疎計画との整合性についての疑問、福祉の町づくりの理念が活

かされていないなどの反対意見。

一方、建替えに際する公債費の増額に対する懸念、入所者の高齢化に伴う介護ニーズの高まりへの対応による職員増が必要となり、市の大幅な負担増が見込まれる。民営化に入所者、身元引き受け者等の理解を得ていることから民営化への賛成意見が出た。可決すべきと決定。

由布市奨学資金に関する条例の一部改正

由布市奨学資金に関する条例を現在の経済状況の変化及び他の奨学金制度との均衡を図り、制度を充実させるため条例の一部改正をするもの。審査の中で、貸与金額の引き上げは良いが、返還期間がそのままでは返還が厳しいので第16条の返還規定の見直しを早急に行なうよう意見を付し、可決すべきと決定。

(この後、条例を再改正し、返還期間を延長した。)

その他9議案についても、慎重審査の結果可決すべきと決定。



文教厚生委員会

建設水道委員会

平成19年度一般会計決算認定

歳入の主なものとは市営住宅の家賃ほかで約9000万円、防衛施設補助金約1億2800万円、土木費国庫補助金約2億2000万円、道路整備事業債2億9900万円等。歳出の主なものとは道路に関する8億3900万円等。住宅使用料については収入未済額が多く、早急な処理が必要。

平成19年度簡易水道事業特別会計決算認定

歳入総額2億3800万円、歳出総額2億3400万円、残額400万円弱が繰越金。

平成19年度公共下水道事業特別会計決算認定

現在休止中で、一般会計より1593万5千円を繰り入れ、起債額の元利合計1593万4千円を支出したもの。

平成20年度一般会計補正予算(第3号)

歳入の主なものとは住生活総合調査委託金等で、歳出の主なものとは道路維持費、工事費、時松田代東行線の測量設計等。可決すべきと決定。



建設水道委員会審議風景

平成20年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入の主なものとは繰越金400万円、水道使用料390万円、起債の繰上償還に伴う借換債9460万円。歳出の主なものとは人事異動、起債の繰上償還。可決すべきと決定。

平成20年度公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入の主なものとは繰越金9万1千円。歳出の主なものとは管理費39万円、予備費29万9千円の減。可決すべきと決定。

平成20年度水道事業特別会計補正予算(第1号)

収益的支出の主なものとは人事異動等による減額、19年度の建設改良工事等有形固定資産に振替し増額するその他の補正に対し、予備費495万3千円で調整するもの。

資本的支出の主なものとは企業債還元金は総務省より19年から21年の3年間の臨時特例措置の通達があり、繰上償還するための補正。可決すべきと決定。

常任委員会審議レポート

各議案は、担当する常任委員会に付託され、委員会ごとに慎重に審議されます。審議の経緯と経過は本会議で報告され、質疑・討論を経て採決されます。

平成19年度一般会計、および特別会計の決算認定について

当所管委員会での歳入の主なものは農林水産業費負担金3375万5千円、農林水産業費県補助金2億3600万5千円、農業施設災害復旧費1億2488万7千円等。

歳出の主なものは、農業総務費1億6219万8千円、農業振興費3億1238万5千円、畜産費1億1676万円、商工総務費、商工振興費9331万5千円、観光費となっている。

当委員会の意見として、補助金償還問題は、金額納付に向け努力すること。由布市観光協会の組織統一と補助金の見直し、各種イベントの再検討をすべきである。その意見を付して、可決すべきものと決定。

平成20年度一般会計補正予算(第3号)

歳入の主なものは、林業費国庫補助金645万円、農業費県補助金、林業費県補助金となっている。

歳出の主なものは中山間地等直接支払交付金の増額、新規事業で飼料高騰対策補助金、地域活性化総合補助金等。

当委員会の意見として、地域活性化総合補助金は、水質汚濁や畜産公害が発生しないよう企業との調整を行い執行すること。また、世界的な

当委員会の意見として、補助金償還問題は、金額納付に向け努力すること。由布市観光協会の組織統一と補助金の見直し、各種イベントの再検討をすべきである。その意見を付して、可決すべきものと決定。



観光経済委員会審議風景



観光経済委員会現地視察風景

観光経済委員会

委員長報告に対する

質疑応答

平成19年度由布市一般会計、特別会計の決算認定について

Q. (議員) 監査の決算審査意見書が条例では60日以内と定められているにも関わらず、131日を費やしたことになる。このことについて議論したか。次に、簡易水道事業特別会計について、本年10月1日付で由布市水道事業給水停止処分取扱要綱を作成したとあるが、生活困窮者については水道料減免ということになっていない。減免措置どう触れられていたのか。

A. (総務委員長) 決算認定に審査したが、議員が本会議で監査委員に対して同趣旨の質問があったので、委員会として監査委員に対して審査はしていない。

A. (建設水道委員長) 12月に旧3町で催告状を通知したが、生活困窮者に対して、最終的に給水停止にはならないと思うが、担当課で判断するものと思われる。

Q. (議員) 今後、納付金の額についての検討はどういうことか。

A. (総務委員長) 有限会社ゆふいんの駅からの決算報告書で50万円

が18、19年度にあったが、50万円という額が妥当であるか、執行部も検討して欲しいという意見だ。

平成20年度由布市一般会計補正予算(第3号)について

Q. (議員) 市内5、000名のアンケート調査が配布されたことは極めて議会軽視であると言っているが、釈明を求めて謝罪があったか。次に、地域活性化総合補助金333万2千円について、畜産公害が発生しないようにとあるが、どういうことか。

A. (総務委員長) 総務課からの説明だが、この本会議で後々謝罪があるのではと思っている。

A. (観光経済委員長) 湯布院の佐土原地区に肥育センターを企業が建設するという計画で、水確保のボーリング費だが、300頭飼育ということなので、汚染水、し尿等が流れる可能性がある。家畜の排泄物管理に関する適正化に関する法律があるが、それを遵守して、和牛の肥育をするように、委員会の懸念として、悪臭等が心配されるので、地元、市、企業者と十分協議して、建設をして欲しいという要望。

Q. (議員) アンケート調査は議会軽視だ。内容について委員会で審査されたのか。

A. (総務委員長) 委員会として、アンケートの内容についての審査はなかった。

12月定例議会で採決された請願・陳情の結果

区分	件名	代表提出者	結果
請願	土石水流災害防止について	温湯区長 竹下幸夫 ほか6名	採 択
	庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願(岡の平～小平間 約400m)	長野区自治委員 古長準一 ほか2名	採 択
	庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願(長畑～小長間 約500m)	長野区自治委員 古長準一 ほか2名	継続審査(※1)
	平成19年8月発生土石流災害対策に伴う災害復旧工事(水路改修工事)の早期実施について	岳本地区自治委員 生嶋康文 ほか1名	採 択
	生活道路の市道認定に関する請願書	荒木自治委員 立川忠実	継続審査(※2)
	郵政民営化法の見直しに関する意見書の請願	由布地区特定郵便局長会 部会長工藤康三ほか1名	採 択
	市道認定についての請願書	温湯区長 竹下幸夫 ほか1名	一部採択(※3)
	由布市立湯平小学校教員加配についての請願	湯平小学校PTA会長 足利洋市 ほか1名	採 択
	市道並柳線の道路改良整備に関する請願書	並柳自治委員 小野俊雄	採 択
	日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書の提出を求める請願	大分県平和委員会 代表 日高幸男	継続審査(※4)
陳情	「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米(ミニマムアクセス米)の輸入中止を求める請願	大分県農民運動連合会 代表 阿部浩三	採 択
	湯布院町川北高原地区の上下水道管理設地並びに一部の生活道路の帰属等を求める陳情書	高原地区代表 志賀正恩 ほか35名	不採択(※5)
	インフルエンザ菌B型ワクチン(Hibワクチン)の無料化に関する陳情書(前回より継続審査だった分)	大分県保険医協会 会長 松山家久	継続審査(※6)
	政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情	武内良高 ほか2名	趣旨採択(※7)

※1【継続審査の理由】すぐ近くに並行して市道があるため地元に対し協議をお願いし、再審査を行なう。

※2【継続審査の理由】回転場所が境内(神社庁用地)になっているため、今後協議をされたい。

※3【一部採択の理由】生嶋氏宅～市営上住宅区間は、諸事情を考え今後計画ができた時点で再審査する。

※4【継続審査の理由】外務省の答弁書は密約を否定している。今後の政府の動向を見極める。

※5【不採択の理由】開発業者と陳情者が十分協議を重ね解決していくのが最善の方法と考える。

※6【継続審査の理由】無料化や補助を決定するには検討資料が不足している。

※7【趣旨採択の理由】公職者の倫理は、自らの自覚のもとに守られる事が大前提。条例制定が最適な方法か要検討。

賛成・反対 討論

各議案は、採決の前に反対・賛成討論が行なわれます。
討論は一人1回までで、反対者と賛成者が交互にそれぞれの意見を交わし、採決に入ります。

由布市議会議員定数条例の制定について
(採決の結果：賛成少数で可決)

《条例制定に反対者の討論》

西郡均議員 ■(1) 提出者、賛成者が行政改革のメンバーである。本来の行政改革については議論せず、議会の運営についての検討をしている的確性に欠ける。(2) 議員定数26名は、法で認められている。それは4名減するというが、それでは住民の意見を議会に反映することが困難になる。(3) 附則が異常である。施行日は告示の日にして、適用は次の選挙からと記載すべきである。以上3点から反対する。

《条例制定に賛成者の討論》

小林華弥子議員 ■提案者がおかしいとか、附則の書き方が不適切といったことは反対の理由にはならないと思う。民主的な議論によって物事を決めるには、複数の議員が必要だと思うが、これまでの議会を見ても3万6千人規模の市民の声を反映するのに、22名あれば十分に様々な議論が出来ると思う。議員は特定の地域代表でなく、市全体の代弁者であるべき。

由布市立保育所条例の廃止について
(採決の結果、賛成19名で可決)

※由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例に規定する重要な公の施設であり、その廃止については、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とする。議員数25名、その3分の2以上は、最低17名の賛成が必要。

《原案に反対者の討論》

藤柴厚才議員 ■(1) 保育所の民営化は、保育水準や保育内容に関わらず、市の責任が追従することになる。市が設置し運営しているからこそ保育水準が確保されている。そのことで民間保育所への独自の補助につながり、公と民のバランスがとれて、安心して子どもを産み育てる環境が出来ている。(2) 民営化による財政効率率が、執行部は1億3千万円見込めるといっている。その算出根拠が理解出来ない。(3) 保護者の民営化に対する理解を得るにはまだ時期が早く、私の調査でも市民の声を聞いても検討する余地がある。(4) 国も、いま幼保の一元化の方向で動いていると思う。後に民営化されても、その運営費が一般財源化されるとも報道されている。

以上4点の観点から、現時点ではまだ保育所を廃止すべきではないと思う。

《原案に賛成者の討論》

高橋義孝議員 ■今年度第1回定例会で、公立保育所の存続に関する請願が提出され、第2回定例会で不採択とした。

このことにより、由布市議会には既に民営化の方向を確認している。ここで反対することは議会の権威が失墜するだけでなく、行政の混乱を招くことになる。保護者の不安は(1) 保育者が突然変わる(2) 公的保育と民間保育の質の捉え方と思うが、保育の責任は経営主体は由布市にある。今なすべきことは、民営化の議論を振り出しに戻すことではなく、高い保育理念を持ったよりよい保育を広げる土台を築くことであると考える、賛成する。

《原案に反対者の討論》

小林華弥子議員 ■公立保育所を民営化しなければならぬ最大の理由が財政問題だということ。お金がないから民営化せざるを得ないというのは賛成出来ない。由布市の財政に余裕があるとは思えないが、なぜ真っ先に保育所を切り捨てるのか。他にもっと見直し、切り詰め、やるべき行政改革は山のようにあるはずだ。行政改革のため、保育所を残すのが残さないのかの二者択一にしていることが問題だ。福祉と教育と医療は行政がとるべき最後の責任だと思う。由布市が本来は保育は行政が公立でやるのが望ましいと思うなら、行政が責任を持つという福祉理念を掲げた由布市であって欲しい。そういう願いを込めて反対する。

《原案に賛成者の討論》

瀧野けさ子議員 ■賛成の立場で討論する。民間保育所は児童福祉法のなかで、また、国が定めた保育所基準、保育指

針で運営されている。毎年県の指導監査も実施されており、保育の実施責任は市にある。民営化は運営主体が市以外になるだけで、保育料や入所、退所の申し込みについても今までと変わらない。子育て環境が大きく変化して、保育行政に対するニーズも増大し多様化している。サービス水準の高い民営化に進めて、少しでも財源を効率的に運用して、今後の子育て支援政策に十分活用していく。これまで市が雇用している嘱託職員は優先して雇用して頂き、保育所の職員は福祉行政の現場のプロとして、市の福祉行政に入り込んでき、きめ細かな施策を作り上げることが出来るかと確信している。よって、廃止に賛成する。

《原案に反対者の討論》

西郡均議員 ■反対の立場で討論する。(1) 今、国が進めている保育の市場化、要するに市が保育について責任を持たなくてよいということが法制化されようとしている。(2) 請願を不採択したが、保護者がまだ反対している。(3) 委託先は立派な福祉法人だから大丈夫だと言われましたが、しかし片方で経営している事業に色んな問題があつて、税金や消費税などを滞納しているとお聞きしており、これは一般市民が納得出来ないことである。そういうことを考えたら、そういう福祉法人に任せていいのかを検討するということは当然のことだと思う。この条例を可決したら、すぐに連動しているから、この条例は否決すべきだと考える。

行ってきました、視てきました。

各委員会の 視察研修報告

総務常任委員会

調査項目：政治倫理条例・議会倫理条例の制定

視察場所：香川県宇多津町／高松市

(日程) 平成20年10月27日～29日

<宇多津町・議会倫理条例制定の背景>

宇多津町は、人口17,209人、面積約8km²、瀬戸内気候を利用したの全国屈指の塩の町であった。議会改革の一環として平成11年から4年間を費やし、慎重に精査をし、議会提案をして決定をした。議員は町民の代表者として、品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしてはならないとある。請求は議員が行い、資料を添えて議長に調査請求し、代表議員5名で政治倫理委員会を設置して、必要と認める措置を勧告することが出来る。調査の対象は、議員活動を中心としたものであり、請求は議員のみで一般からは受け付けられない。議員一人ひとりが襟を正すため、自分を律するために制定されたことが最大の理由である。

<高松市・政治倫理条例の実態>

高松市は、人口416,105人、面積約375km²、香川県の県庁所在地であり、風光明媚な自然に恵まれ、全国でも有数の美観都市である。平成14年の特別養護老人ホーム建設をめくり、贈収賄事件が発生し、市民からの信頼回復に取り組むため、平成18年に設置された100条委員会に

おいて再発防止の一環として、政治倫理条例が必要であるとの認識にたち、議員提案で決定した。

- (1) 議員は品位と名誉を損なう恐れのある行為をしない
 - (2) 地位を利用して金品を授受しない
 - (3) 行政に対し、特定の企業、団体のため不正な許認可、または契約をするような働きかけをしない
 - (4) 市職員の人事に関し、不正に影響力を行使しない
 - (5) 政治活動に関し、企業団体からの寄付を受けない
- 以上、5項目が主な内容である。

疑いがある場合は、事実を証する資料を添えて、議員定数の5分の1以上の署名で議長に審査を請求する。15名の議員で政治倫理審査会を設置し、結果を議長に報告し、議員が倫理基準に反し責任があると認めた場合は、審査会が必要な措置を講ずることが出来るとのこと。

宇多津町、高松市とも特段の罰則規定は設けていない。いずれも条例制定の背景には過去の汚職事件等のきっかけがあり、条例は自らの襟を正す事が一番の目的で、あくまでも理念を謳ったものであり、実効性や制定後の運用実績はあまりなかった。



観光経済常任委員会

調査項目：農産物直売所による流通状況、都市と農村の交流、農産物の付加価値製品、民間企業による農業参入、農産物販売施設について

視察場所：大分県日田市大山町／熊本県小国町 植木町・阿蘇市

(日程) 平成20年10月30日～31日

農業者のバザール・木の花ガルテン

<大分県日田市大山町>

「木の花ガルテン」の名前は、古い神話の中で豊かな生産をもたらす木花咲耶姫とドイツの市民農園クラインガルテンから命名したとのこと。耕地に恵まれない大山町の農業者少量生産、多品目栽培、高付加価値販売という収益率の高い農業を求めて、生産、加工、流通、サービスといった新しい流通システムを模索しながら、都会の人達が生産者とふれあう交流の場となっていた。

当初、出荷農家50人から始まった農産物直売所が、現在では約3,200人、年間購買客約240万人、年間販売額約16億6,000万円とのこと。農家の一致結束、研究の心意気が伺えた。

民間企業による農業参入<熊本県植木町>

(株)松岡建設工業の農業参入についての経緯は、公共事業が年々減少し、現在の建設業の維持が困難

となり、会社経営の安定を図るため農業参入をしたとのこと。農地を活用し、アップルマンゴー、完熟パイナップル等を栽培している。栽培面積は、アップルマンゴー46a、完熟パイナップル150a、ニンニク100a。販売価格はアップルマンゴーで1kgあたり約4,500円、収量は10aあたり約3,000kgとのこと。大分県でも他産業からの農業参入が相次いでいると聞いている。由布市においても、今後参入が予想されるが、積極的な推進をすべきと思われる。

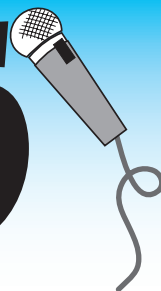
農産物販売施設について<熊本県阿蘇市>

阿蘇市農村畜産物直売・食材供給施設(四季彩いちのみや)は阿蘇市の指定管理として阿蘇農業協同組合が指定されており、総事業費9,500万円、開業平成16年4月、出荷者数約300人で、多種の野菜、米、栗等が販売され、年間販売額は約9,600万円であり、阿蘇の地域資源を最大限に活かし、新鮮、安心、安全な食材を提供することで、消費者との交流を通じ、農家の所得向上と住民の生き甲斐が伺えた。



一般質問

市政を問う



西郡均議員

執行部の誠意ない答弁

Q 社会保障キャラバンに同席したが、義務教育に係る児童生徒への国民健康保険の資格証明書は発行していないと思いますと答えていた。しかし、実際は大分県下で最も高い割合で発行していた。なぜ誠実な回答をしないのか。

A (保険課長) 「中学生以下はないと思います」と答えたが、手元に資料がないこともあつて後日お伝えすると約束した。

市長交際費基準は

Q 市長が葬儀に出席する基準はあるのか。

A (市長) 市長として葬儀に出席するのは、国会議員や県議会議員、近隣の首長や議会議員、前や元の三役退任後5年以内の方、行政委員会の委員それに百才以上の長寿者、市職員等。弔慰金を支出する際は、市長交際費支出基準に基づいて支出してる。

Q 庄内と湯布院の民生委員の研修旅行に同行しているがこれも基準があるのか。

A (市長) 民生児童委員協議会の視察研修に同行したのは、同協議会よりの同行要請があつたから。視察先での研修はもちろん委員の皆さんから今後の福祉に対する貴重なご意見をいただいた。

Q 議案の事前審査をしている運営協議会に議員を入れる必要はないのではないのか。

A (市長) 農業集落排水運営協議会は、施設の円滑な運営管理のために設置している。今後、国保や水道等の運営協議会も含めて、各運営協議会の委員構成の変更が必要になつたら議会と相談する。

何故遅れた決算監査

Q 決算意見書は、審査に付されて60日以内と定められている。131日もかかったのなら意見書にその旨記載すべきではないか。

A (代表監査委員) 当初7月から実施し8月中には審査を終える予定で計画していた。しかし、諸般の事情により予定通り実施することができず、さらにおおいた国体もあつて

関係課の対応が困難となり、審査が遅くなった。



小野二三人議員

厳しい財政状況下、「地域自治を大切にしたい住みよさ日本一の由布市」構築実現のための機運が、市民の方々、地域審議会等を通じて年々高まっている。こうした中で「由布市(地方公共団体)が先導国が追随するような由布市を構築したい」という強い願いを込め、今後どのような判断で長期的な行財政計画を樹立するかを主にして質問する。

財政運営について

Q 21年度の予算編成と際限のない行政需要に対する基本姿勢について伺いたい。

A (市長) 世界的な景気減速の影響で市の財政を取り巻く状況は厳しさを増している中で、3年目を迎えた行財政改革大綱に基づき、また、事業実施については、必要性、効率性、有効性を考慮し将来に

わたり持続可能な財政運営を目指し、財源の重点的かつ効率的な配分に努めた予算編成方針を定める。
※その他、財政構造の健全性と長期計画、今後の普通建設事業の見通し等、質問した。

有機農業に対する認識は

Q 法(有機農業の推進に関する法律)の中で、有機農業推進の活動支援が地方公共団体の責務として明文化されている。活動支援のための施策に対する見解を伺いたい。

A (市長) 県による基本方針や具体的な施策が示されたら、市としても関係条例の整備を踏まえ、取組みを検討したい。

公務員制度について

Q 職員には自治行政のプロとして複雑、高度化する住民ニーズに対応出来る知識、技能、見識、公務として服務規律が求められている。これに対する研修についての見解は。
A (市長) 人材育成が重要。職員の意識改革をし、自治大・中学校への研修を充実させ、自学をも促す仕組みを作りたい。
※県道・市道の維持管理についても質問した。



溝口泰章議員

現行の分庁舎方式を 継続すべき

Q 庁舎方式を検討する際の最優先要素は何か。

A (市長) 市民サービスの確保が最優先である。今のままでは非効率で弊害が発生し、本庁舎方式を考えている。その際、庁舎の増改築に合併特例債を使うためには私の任期中に筋道をつけたい。

Q 今の分庁舎方式の長所・短所の検証がなされていない。本庁舎方式で目指すのは事務機構の利便性を図るためであって、最優先すべき市民サービスが顧みられていない。3地域に庁舎があるだけで市民の安心と利便性が確保されている点を重視すべきであり、市長の任期に併せて特例債をあてにした借金行政は避けるべきだ。

A (市長) 職員を会議などで庄内へ呼ぶと半日使う。状況が変わって再び呼ぶことにな

るとそれで一日が終わってしまう。事務効率化と判断機能の迅速化には本庁舎方式が絶対に必要だと認識している。

Q 事務の効率化や判断の迅速化は市長を含めた職員の資質能力の向上でカバーすべきである。本庁舎方式にすれば解決するわけでない。現行の分庁舎方式の徹底した価値分析を行うことが緊急の課題だ。それから庁舎をどうするか議論に入るのが筋道と考える。

由布市の子育て 支援策への対応は

Q 県下でも高い水準の子育て支援は由布市の特徴だ。乳幼児医療費の助成、保育料金の低額設定など県の財政運営ビジョンを先取りしている。そのなかで公立保育所の民営化は難航しているが行財政改革のなか、市長の姿勢は。

A (市長) 市の出生者数が増加傾向のなか、子育て支援の充実を図っている。なかでも公立保育所が民営化すれば保育内容の維持向上と同時に財政負担軽減が年間1億1800万円はかれる。地方交付金の先細りのなか、行財政改革として保育所民営化は避けて通れ

ない。議会にも異例のお願いをしたところだ。

Q スポーツでの健全育成、キャリア教育等充実が求められているが。

A (市長) スポーツ設備の充実、指導者の育成、施設使用料減免等措置を講じていく。また、スポーツに親しむ契機となる総合型地域スポーツクラブの設立に取り組んでいるところだ。キャリア教育の一端で、中学3年生を対象として職業人を招いてトークや質問の交流を行う。その成果を検討して今後の取り組みの方向性を探りたい。

Q 国体で立派なラグビー場が完成したが、子どもサッカー大会で大人のゴールポストを使用するような状況は解消すべきだ。

A (市長) すばらしい人工芝の中で高い運動能力を発揮している姿を見て嬉しくなった。来年度は子ども用ゴールを用意したい。



佐藤郁夫議員

新生由布高校支援は

Q 現在の2学級から4学級へハードルがあり、今年度の受験生がどれだけ進学希望するのか。また、行かせたいという保護者は増えるのか、さらには継続的にこれから小学生、中学1、2年生で定員確保を図ることができているのか、市としての支援策は。

A (教育長) 由布高校への進学者確保のため、奨学資金制度の拡充、保護者等へ啓発市教委のホームページを立ち上げリアルタイムでの啓発。コミュニティバスの運行など早急に取り組む。

後期高齢者医療保険の 還付金手続きに工夫を

Q 「後期高齢者医療制度」がこの4月より実施された。年金受給者は年金から保険料が天引きされている。郵便局の通帳から天引きされている人が、軽減措置分を郵便局の

通帳に戻して欲しいと頼んだが、今のシステムでは出来ないの、役所の窓口まで取りに来て下さいと言われた。一人暮らしで車など持っていない方は困っている。何か方法はなかったのか。

A (市長) 還付金等の振込みは、会計課から指定金融機関を通じて各金融機関へ依頼している。郵便局は現在、全国銀行協会に未加盟であり振り込み手数料が必要となっている。来年1月より郵便局も他の金融機関と同じ取り扱いとなる。

職員の議会傍聴制度 の確立と議会中継を

Q 議員質疑に対する市長答弁がまだ職員に伝わっていないことが見受けられる。本会議の様子や中継が見られたり聞けたりすれば職員・市民の関心も高くなり市政に反映できる。中継システムの確立を。
A (市長) 今年10月10日付けで職員の議会傍聴規則を制定した。12月議会から実施している。早い機会に全部課長から私が副市長が直接報告を受け取る体制をとりたいと考えている。各庁舎とインターネットなどによる同時中継システムを検討したい。

合併特例事業債の活用はどう検討するか

Q 財政運営にあたっての合併特例事業債の活用は、十分検討されているのか。

A (市長) 合併特例債は、合併後10年間の期限で事業を実施しなければならぬ。今後の活用については緊急性や重要性を考慮し、給食センターや教育施設の耐震補強等の総合計画にある主要事業に充当したい。



二宮英俊議員

都市計画事業は

Q 公共下水道事業は正式に決定したのか、中止後の施設の利用方法は。

A (市長) 現計画での事業の再開は困難。縮小を含め県及び国の指導を受けながら見直しを行う。現在見直し作業を行っており、総合的に検討して公共事業評価委員会の判断も仰ぎながら最終的に決定したい。既存の施設は、方針が

定まった後に検討する。

Q 都市計画区域内の道路、用途地域の見直しは。

A (市長) 計画道路の見直しを行っているが、210号や県道は重要な都市計画道路として位置付けているので、今後とも国、県に改良要望を行っていききたい。

A (都市・景観推進課長) 都市計画道路の見直しに併せて用途地域の見直しも行う。

Q 区画整理事業の導入は。

A (市長) 現在導入の予定はない。民間の宅地開発を誘導していききたい。

学校施設整備は十分か

Q 学校の体育館、運動場の面積や教室の確保は十分か。

A (教育長) 体育館は現在のところ、現状の規模で維持出来る。運動場は十分広さを確保出来ない学校がある。狭間小学校は来年1学級増なので、1教室を教材資料室に充て、別に倉庫を建てるように対応したい。

Q 新給食センターの稼動に伴う狭間学校給食センターは。
A (教育長) 現時点では給食コンテナの受け入れ施設として。

未来館周辺整備は

Q 黒川の改修、未来館の周辺整備の計画は。

A (市長) 黒川の改修は、一度採択になり中止となったので復活は難しい。周辺の遊休地について、駐車場として可能な土地であれば活用したい。

Q 市道等の分筆登記は。

A (市長) 合併前に分筆登記をしていない土地があるが、今後は予算内で分筆登記を進めたい。

Q 水道料金の格差があるが統一の考えは。

A (市長) 現時点での料金統一は不可能。地域住民の理解を得ながら統一したい。



太田正美議員

学校教育に於ける地域教育のあり方は

Q 由布市における地域教育(地域学)の現状はどうか。
A (教育長) 現在の学校では、教科はもとより地域の先輩を招いて様々な事柄について話

を頂き、また実際の体験を通して地域を誇りに思い大切にすることを育てている。

Q 今後の地域教育のあり方をどう考え進めていくのか。

A (教育長) 今後も、自分の育った地域を愛し、その地域の発展を託す子供の育成を目指して、より力を入れて取り組んでいく必要があると考えている。そのためにも、これまでの優れた取り組み事例を市全域で共有し、更なる充実を図っていく。

入湯税の今後どう見る

Q 入湯税の徴収額の先行きについてどう見込んでいるか。

A (市長) 今後の景気状況や円高を考慮し、入湯税の徴収額は減少すると推測している。
Q 今後入湯税を維持・増加させていくための投資は。

A (市長) 投資に関しては、これまで観光客の受け入れに際する基本的な費用として、し尿・ゴミ処理等に充てており、現段階においても経費が不足している状態なので、今後新たな事業への投資予定は無い。しかし納税者である観光客への還元ということを勘案すると、ある程度の配慮は

必要であるため、観光施設整備や観光振興のための事業を主に、関係者と協議をしていきたい。

大分国体における成果と費用効果はあったか

Q 湯布院スポーツセンターの国体終了後の有効的な活用方法についてどう考えるか。

A (市長) 人工芝のラグビー場は、国体において非常に好評を得た。今後はラグビーに限らず、サッカー競技等の使用を検討し、施設の活用を推進してゆく。また、スポーツ合宿のメッカとなるよう全国に呼びかけ、湯布院の観光とあわせてPRしてゆく。

※その他、「国体競技の由布市に於けるスポーツ振興への寄与について」「大分国体における由布市会場での種目別費用について」質問した。



国体会場となった湯布院ラグビー場



山村博司議員

耕作放棄地全体調査と活用を

Q 農林水産省が実施することになっているこの調査について調査目的と期間、集計はどうするのか。農業委員の関わりと調査費用は。市の農業振興にどう活用していくのか。

A (市長) この調査は、耕作放棄地の解消と有効活用を図るため、5年間を目的に実施する調査で、食料安定供給の確保を図ることが目的である。本年は、農業振興地域外について、9月7日～10月20日まで第1次調査を終わっている。今後は、農地、非農地の分別で調査を実施する。集計は、緑色、黄色、赤色の3項目に分け、第2次調査を行っている。結果として、農地として復元不可能な土地が3,907筆、332.2haである。現在、第2次調査の事務作業中で、1月より第2次調査に入り、3月末に集計を終わる予定で、農業委員会で判

断、議決をして、4月中旬くらいまでに市に報告する。なお、費用は50万6千円ほどで、調査員の日当となっている。今後の活用は、耕作放棄地解消対策協議会を設置し、担い手の借り手による耕作、企業の新規参入、畜産農家による利用ということで、解消対策を図っていきいたいと考えている。

監査機能の充実強化を

Q 市では、一般会計、特別会計で280億円の財政規模で、現在、議会事務局の職員が全員、監査事務局と兼務状態であり、健全な財政運営を図るため兼務を外し、最低3名を監査事務局に配属すべきと思うが、市長の見解は。

A (市長) 監査機能の充実を図るため、市職員定数条例の改正を今議会に提案しており、現在の議会事務局と監査事務局を分離させ、新たに監査事務局と選挙管理委員会事務局を併設し、両委員会の事務局長を兼務とし、職員3名体制としたいと考えている。

※その他、各種イベントへの対応について質問した。



新井一徳議員

防災対策は万全か

Q 現在、農業用水ため池、防火用ため池、雨水調整用ため池と色々な用途があると思うが、大分県の緊急点検の結果はどのようなになったのか。ため池災害を回避するための施策はどうなっているのか。

A (市長) 平成17年から18年の2ヶ年で県が緊急点検を実施し、現地調査を行った結果、緊急度の高いAランクの「ため池」は、挟間15ヶ所、庄内5ヶ所の合計20ヶ所となっている。この調査をもとに、漏水等の構造的危険度や下流域への影響度を考慮し、緊急度の高いため池については早期整備を検討したいと思うが、実施に当たっては、高額な受益者負担が伴うため、地元管理者と協議の上対応したい。

ているが、計画自体がかなり遅れてきている。普通の生活道路と違って誰が見ても危険な崖である。崩落災害が起きないうちに測量・工事着工をすべきと思われるが。

A (市長) 本路線は小野屋駅で乗降する通勤者、通学者が朝夕利用する重要路線であり、路線内には老朽化した新龍橋も含まれており橋の架け替えも踏まえ、未改良区間全体の整備が必要であると考えている。

Q 防災安全課長はどうか。

A (防災安全課長) 危険度が高いランクになっているので、現地を通ってみると、かなり危険だと考えている。

Q 通学路でもあるが学校教育課はどう考えているか。

A (教育総務課長) 非常に崖が高く反り返っているので、危険だと思う。

Q 皆さん、危険と感じている。緊急性と重要性を考えて事業を早く実施して欲しい。

※その他、総合型地域スポーツクラブ育成事業について質問した。

市道小野屋原口線の岩壁解消の対応策は

Q 現在是由布市の過疎地域自立促進計画の事業にも載せ



ため池の防災対策を...



高橋義孝議員

教育行政の諸問題を問う

Q 地教法(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)、第27条に教育委員会の管理及び執行の状況についての点検及び評価、公表が規定された。どのように実施するのか。

A (教育長) 由布市教育方針に掲げている事業の自己点検及び評価について検討を重ね、本年度事業の終了後に結果がまとまり次第、報告書を議会に提出し、公表したいと考えている。

Q 教育委員会の活性化など議会でも多くの指摘があるが、定例の教育委員会の次第を見ても「その他」の項となっているが、議会での発言をどのように受け止めているのか。

A (教育長) 議題の中で大きく位置づける必要があったと思う。その点は反省している。

厚生年金病院の 公的存続を

Q 全国の厚生年金病院が平成20年10月1日に施設の売却・廃止業務を目的として設立された「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(RFO)」へ移管された。これまでも由布市及び市議会、住民団体等で様々な取り組みを行ってきたが、大詰めの重大局面を迎え、今後どのように対応するのか。

A (市長) 4月に、私と三重野議長をはじめ関係自治体や市民団体の代表などが、厚生年金病院の存続要請を国會議員や厚生労働省へ行った。現在、大分県市長会長に大分県市長会としての存続要請活動をお願いし、了承を得ているところであり、ともに行動を起こしていく予定にしている。



公的存続を…湯布院厚生年金病院

Q 大分県市議会議長会及び近隣の別府市議会、日田市議会も公的存続の意見書を出す予定である。更なる取り組みが重要であるが。

A (市長) 由布市としても自治委員会やあらゆる機関を通じて運動を起こしていきたい。

Q 通常国会が来年1月に開会する。もう一度上京して地域の声を政府・国会に届ける事が重要であると考えているが。

A (市長) そのようにしたいと思う。

介護保険制度における 指導及び監査は



淵野けさ子議員

Q 由布市では県による監査でこれまでに3事業所に不祥事が発覚した。保険者である由布市にも段階に沿ってサービス事業者への指導のあり方もあるはずだが、苦情処理の体制整備は適切に出来ているか。特に、小規模な介護サービス事業者が頑張っている所に対しては、不祥事を未然に防ぐことにより、温かい眼差しで育成することも大事。保険者としての指導範囲は。

A (市長) 指導については保険給付に必要がある場合には文書等の提出を求めることが出来る。監査は、県や市町村が適正な保険給付が行われているかを行う。今後機会あるごとに制度の周知を図り、適正化へ向けた取り組みを行う。苦情処理体制は職員2名で適切な苦情処理を行っ

ている。

特定健診の保険指導は

Q 4月からの健診は各保険に加入する人が対象で実施されている。糖尿病など生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームの予防が目的。受診率が低ければ後期高齢者医療制度への負担金が最大10%増える。全体的な進捗状況、健診率、保険指導について、具体的な内容は。

A (市長) 国保加入者6,346名のうち受診者は2,671名で、9月末時点で受診率は42%となっている。目標値は45%だが、追加健診で目標達成出来る。保険指導は、情報提供、動機づけ支援、積極的支援と3段階に区分し実施。



子宮頸がんの 予防対策を

Q 子宮頸がんは、がんになる原因がはっきりと解明された数少ないがんである。子宮頸がんにはヒトパピローマウイルス(HPV)感染が原因で引き起こされると解明されている。最近では20代、30代の若年女性に急増している。検診は細胞診だが、HPV検診も併用すると病変の発見率がほぼ100%となり、がんになるリスクがあるかどうかを知る事が出来る。市内での受診状況は。細胞診とHPV検査の併用が出来ないか。

A (市長) 今後、検査の有効性や県内の検診状況等を見極めながら、子宮頸がんの予防対策に取り組んでいきたい。今年の健診者は915人。

※他に、「社会教育団体の登録申請内容の緩和」と「経済難などで塾に通えない子ども達に対する学習支援の環境づくりのため、地域寺子屋制度の創設」についても質問した。



田中真理子議員

監査事務局の専任の設置を

Q市の見解を。

A(市長)監査事務局を議会事務局から分離させ新たに併設する。

Q監査事務局の業務は。

A(市長)監査計画に基づいて監査を実施。例月出納検査を毎月25日、現金実査を定例会の前月に、19年度では定例監査を10月、翌年3月、行政監査を11月1日、財政援助団体等の監査は8月と10月、この他に住民監査請求に対する審査、勧告等の業務をする。

Q設置可能な職員数は。

A(市長)選挙管理委員会事務局と併設し、事務局長を兼任させる3名体制で行う。この定例会で決定後、来年1月1日施行の予定をしている。

特定検診、特定健康指導の状況は

Q受診者数、受診率、昨年

の基本検診との比較を。

A(市長)9月末時点で2、691人で、42%で昨年より3.9%減少している。

Qメタボリックシンドローム該当者数は。

A(市長)575人で、全体の2割を占めている。

Q医療機関の個別検診と地域の集団検診に保健指導の違いはあるのか。

A(市長)保健指導に違いはない。現時点では国保加入者の集団検診の保健指導を実施。今後は、個別検診受診者の保健指導も行う予定。

インフルエンザの予防対策は

Q市の現状は。

A(市長)65歳以上の高齢者に対し、2、900円のうち1、900円を助成。インフルエンザ発生とまん延の防止に努めている。今年度発生の確認は出来ていないが、発生状況については最新情報を把握しながら、市民に周知を図っていききたい。

Q新型インフルエンザH5N1について、どう対応しているのか。

A(健康増進課長)県の指導、中部保健所の指導を仰ぎながら、新型インフルエンザ対策の行動計画を策定し、地域保健委員の医師と連携し、対応について協議しているところだ。



藤柴厚才議員

過疎地域自立促進計画及び辺地の整備計画は

Q過疎自立支援特別措置法

が平成21年度末、辺地に係わる総合整備の特別措置法が22年度末でそれぞれ期限切れとなるが、失効後も措置法の継続に向けての対応はどのように考えているのか。

A(市長)県レベルで市町村振興課を中心に各自自治体と新たな立法措置に向けた研究会を設置して検討を重ねている。さらに九州ブロックでの中央要請、全国連名での要請活動などにより、新たな立法措置に向け最大限努力していく。

Q特に農業振興、交通体系整備の現在までの進捗状況は。

A(総合政策課長)水路関係では計画18件中、8件実施済み、ため池2ヶ所が未実施。近代化施設に関しては、ほとんどの事業が継続して実施しているが、家畜排泄物堆肥化施設の建設は現段階では未定である。また、交通体系の整備については、市道18路線中、6路線が完了し、現在6路線が継続事業となっている。

Q財政厳しい折ではあるが、有利な起債であり、計画どおり事業実施すべきと思うが。

A(総合政策課長)全体的な予算の中で実施可能なものから事業実施したい。

公有財産・遊休施設の有効活用は

Q公有財産管理委員会の開催と委員の構成はどのように

なっているか。

A(市長)委員会の開催は定期的でなく随時、必要に応じ行っている。構成員は副市長を委員長として13名であり、行財政改革大綱に沿って審議を行っている。

Q庄内中学校の庄和寮の活用は。

A(教育長)文科省の規制緩和を受け、有効活用するため関係課と協議していきたい。

Q農産物加工センターの活用は。

A(農政課長)農家の高齢化で厳しい面があるが、利用率向上に努める。

Q職業訓練校跡の活用は。

A(契約管理課長)今後、賃貸で対応したい。※その他、ほのぼの工芸館の活用、健康機器について質問した。



庄和寮 有効活用を...



利光直人議員

景気対策を問う

Q 緊急保障制度について。アメリカのサブプライムローンに端を発し、100年に一度と言われる大不況に世界中が巻き込まれている。日本の大企業はもちろん、中小企業も、そして雇用問題、ついに政府は30兆円弱の赤字国債発行。そして10月31日、緊急保障制度を設立した。市としての対応を考えているか。

A (市長) 市としては、業者の窮状に対し、制度資金の斡旋や相談を積極的に行う。また、県や関係機関と連携をとりながら、中小企業者の不安の払拭に努めていきたい。

A (商工観光課長) 現在12社より相談がある。この制度を十分利用していただくよう、商工会と連携をとりながら広報に努める。

Q 商工会の現状と課題について。補助金についてどう考えているのか。

A (市長) 地域の商工会が長年培ってきた歴史と地域に根付いた事業を実施してきた経緯の中で、行政と補助金を決めた。

Q 農商工連携について。今年5月に農商工連携等推進法が公布されたが、これについて市長の考えは。

A (市長) 市としても大変よい取り組みと考え、現在行われている部分も含め、今後商工会をはじめ、関係機関との協議に努める。

公共下水道と合併処理槽はどうなっているか

Q 市の現状の水洗化率はどのくらいになっているのか。

A (市長) 本年3月末人口比で、公共下水は挾間町で3%、農業集落排水は3ヶ所で3.8%、単独処理浄化槽は26.2%、合併処理浄化槽は47.1%となっており、市全体での水洗化率は80.1%。

裁判員制度について

Q この制度は国民が提案したものでなく、国が国民に対し決めたものと思うが、市長の考えは。また、由布市の人数は。

A (市長) 由布市の割り当て人数は73名で、有権者413名に1名となっている。今後については、国の所管事業だが、市民の皆さんに周知し理解を求めていきたい。



小林華弥子議員

議会で約束したことはしっかり守れ

Q 今回、議会で5千万円以上の工事契約について報告がなかった。平成18年6月議会の中で市長は5千万円以上の工事契約については、議会に報告すると約束したはずだが、なぜ約束したことを守らないのか。

A (総務部長) 地方自治法による政令基準では、議決を要する契約は1億5千万円以上となっている。約束については6月の議事録を確認したい。

市民の議論は公開せよ

Q 庁舎問題を審議している3地域審議会のうち、なぜ庄内地域審議会だけは非公開に

するの。

A (庄内振興局長) 審議会委員に諮ったところ、非公開にしたいという意見が多かった。

Q 議事録を読むと、委員全員で協議して決めているのではなく、非公開にした方がよいというのは、委員ではなくて振興局長が発言しているのではない。なぜ局長がこの様な誘導的な事を言うのか。

A (庄内振興局長) 私としては自分の意見で、傍聴者が来た時にプレッシャーを感じる委員さんもあるのではないかと考えてから発言した。

Q 市民が広く議論する審議会というのは公開が原則だ。局長はむしろ条例に従って公開すべきだと言う立場のはずではないか。

庁舎問題検討委員会は正式な諮問組織ではない

Q もっとひどいのは、外部の人間だけで組織している庁舎問題検討委員会だ。これは非公開だけでなく、議事録すら公表していないのはなぜか。

A (総務課長) 地域審議会にも諮問しているので、検討委員会の検討経過が審議会の審

議に影響を与えてはいけないという判断で公表していない。

Q まったく理由になっていない。だいたい、この検討委員会は諮問組織だと言っているが、正式な諮問組織を設置するには、議会の議決による条例が必要はずだ。これは正式な諮問組織とは言えないのではないか。

A (総務課長) 単年度程度の委員会であれば要綱で設置し、報酬ではなく謝金として支払いをしているから良いと思っている。

Q まったく間違っている。地方自治法では単年度であっても臨時的なものであっても、すべて条例で設置しなければならぬとされているはずだ。条例で設置されていない個人的な会議で、しかも非公開で議事録も出さない、どこで誰が何を話しているのか分らない様な、そんな検討委員会が仮に答申を出して来たとしても、そんなものは正式な答申とは言えないという事を、市長はしっかり認識しておく必要がある。

※他に災害時の観光客の避難誘導体制、指定管理者制度の見直し等について質問した。

ご好評に
お応えして...

第2回「議会報告会」 開催します!!

由布市議会では、「開かれた市議会への改革」の一環として、昨年5月に県内で初めて「議会報告会」を開催しました。多くの市民の皆さんのご参加をいただき大変好評でした。

そこで、第2回目の「議会報告会」を開催致します。今回は議会の説明をするだけでなく、市民の皆さんから市議会に対するご要望やご意見を伺う時間も設けております。どうぞ皆様で是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

【第2回由布市議会議会報告会】

H21年2月3日(火)19:00～ はさま未来館 2F 大研修室
5日(木)19:00～ 健康温泉館「クアージュゆふいん」
6日(金)19:00～ 庄内庁舎 3F 大会議室

※いずれの会場も内容はほぼ同じです。全議員が3班に分かれて、出席します。

次回定例会開会のお知らせ

平成21年第1回定例議会 2009年2月26日～3月18日(予定)

※日程は変わることがあります。
詳しくは議会事務局までお問い合わせ下さい。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。今年も昨年同様宜しくお願い致します。

議会日より第13号をお届けします。今年も市民に分かりやすく、親しまれる紙面づくりに取り組んでいきます。

由布市が誕生して四年目、毎回の定例議会に多くの方々の傍聴を頂いていますが、傍聴席の席数が少なく(35席)、ご迷惑をおかけしています。

多くの市民、職員に本会議を生中継でお届け出来る「本会議中継システム」を、残された任期中に調査・研究していきたいと思っています。皆様のご感想・ご意見をお待ちしています。

今年こそ

今年こそは

今年くる

良い年でありますように!(K・Y)

由布市議会広報編集特別委員会

委員長	藤 柴	厚 才
副委員長	利 光	直 人
委員	小 林	弥 子
委員	佐 藤	郁 夫
委員	佐 藤	友 信
委員	田 中	理 子
委員	久 保	博 義
委員	吉 村	幸 治

議会のホームページでは、議会のしくみや、毎回の議会で審議された議案の審議結果、議事録等も掲載しています。ぜひご覧下さい。
<http://www.city.yufu.oita.jp/gikai/gikai.html>